海上自衛隊訓令第１７号

自衛艦の艦内の編制等に関する訓令を次のように定める。

昭和４７年５月１０日

防衛庁長官　江　崎　真　澄

自衛艦の艦内の編制等に関する訓令

自衛艦の艦内の編制等に関する訓令（昭和３０年海上自衛隊訓令第３１号）の全部を改正する。

（艦長及び艇長）

第１条　自衛艦（エアクッション艇及び音響測定艦を除く。以下同じ。）のうち、護衛艦、潜水艦、掃海艦、掃海母艦、輸送艦、練習艦、練習潜水艦、訓練支援艦、多用途支援艦、海洋観測艦、砕氷艦、敷設艦、潜水艦救難艦、試験艦、試験潜水艦及び補給艦（以下「護衛艦等」という。）の長は、艦長とする。

２　艇（護衛艦等以外の自衛艦をいう。）の長は、艇長とする。

３　艦長は、１等海佐又は２等海佐をもつて充てる。ただし、多用途支援艦にあつては、３等海佐をもつて充てる。

４　艇長は、３等海佐又は１等海尉をもつて充てる。

５　艦長又は艇長は、指揮系統に従い、上級指揮官の指揮監督を受け、艦務又は艇務を統括する。

６　前項に定めるもののほか、航空機を搭載する護衛艦の長は、他の部隊に所属する飛行隊及び航空分遣隊の全部又は一部が当該護衛艦に乗艦している場合には、当該飛行隊及び航空分遣隊の全部又は一部の運用及び教育訓練に関し、指揮監督を行うものとする。

（副長）

第２条　護衛艦等に、副長１人を置く。

２　副長は、艦長を助け、艦務を調整し、及び整理するとともに、艦長に事故があるとき、又は艦長が欠けたときは、艦長の職務を行う。

（試験長）

第２条の２　試験艦に、試験長１人を置く。

２　試験長は、艦長の命を受け、試験艦を用いて行う試験業務に関する連絡調整に関する事務をつかさどる。

（弾道ミサイル防衛長及び弾道ミサイル防衛士）

第２条の３　護衛艦（イージス・システムによる弾道ミサイル防衛（ＢＭＤ）を実施し得る護衛艦に限る。）に、弾道ミサイル防衛長１人及び弾道ミサイル防衛士

１人を置く。

２　弾道ミサイル防衛長は、艦長の命を受け、弾道ミサイル等（自衛隊法（昭和２９年法律第１６５号）第８２条の３第１項に規定する弾道ミサイル等をいう。）に対する破壊措置の実施に係る戦術判断の支援に関することをつかさどる。

３　弾道ミサイル防衛士は、前項の業務に関し、弾道ミサイル防衛長を補佐する。

（科）

第３条　自衛艦に、科を置く。

２　科の名称は、別表第１自衛艦の種別の欄に掲げる区分に応じ、同表科の名称欄に掲げるとおりとする。

３　科の所掌業務は、別表第２科の欄に掲げる区分に応じ、同表所掌業務の欄に掲げるとおりとする。

（科の長）

第４条　科に、科の長を置く。

２　科の長の名称は、別表第２科の欄に掲げる区分に応じ、同表科の長の欄に掲げるとおりとする。

３　科の長は、艦長又は艇長の命を受け、科の所掌業務を掌理し、科に配置された隊員の教育訓練を行う。

４　前項に定めるもののほか、航空機を搭載する護衛艦の飛行科の長は、艦長の命を受け、他の部隊に所属する飛行隊及び航空分遣隊の全部又は一部が当該護衛艦に乗艦している場合には、当該飛行隊及び航空分遣隊の全部又は一部の隊員の教育訓練を行う。

（当直士官）

第５条　艦長又は艇長は、１等海尉以上の幹部自衛官のうちから、１人ずつ輪番で、当直士官を命ずるものとする。ただし、配員の状況により、１等海尉以上の幹部自衛官に当直士官を命ずることが困難であると認める場合には、２等海尉以下の幹部自衛官に当直士官を命ずることができる。

２　当直士官は、艦長又は艇長の命を受け、日常業務を処理し、及び艦内又は艇内の警戒その他自衛艦の保安に任じ、並びに航海中における航行及び運転に関する業務並びに信号及び見張の指揮監督を行う。

３　艦長又は艇長は、停泊中において、配員の状況により当直士官を命ずることが困難であると認める場合には、第１項の規定にかかわらず、当直士官を命じないことができる。

（当直士官の業務の特例）

第５条の２　艦長又は艇長は、前条第３項の規定により当直士官を命じない場合には、准海尉、海曹長又は１等海曹のうちから、適任と認められる者を指定し、当該者に同条第２項に規定する業務を行わせるものとする。

（副直士官）

第６条　艦長又は艇長は、２等海尉以下の幹部自衛官に、輪番で副直士官を命ずるものとする。

２　副直士官は、第５条第２項の業務に関し、当直士官を補佐する。

３　艦長又は艇長は、配員の状況により副直士官を命ずることが困難であると認める場合には、第１項の規定にかかわらず、副直士官を命じないことができる。

（副直士官の業務の特例）

第６条の２　艦長又は艇長は、前条第３項の規定により副直士官を命じない場合には、准海尉、海曹長又は１等海曹のうちから、適任と認められる者を指定し、当該者に同条第２項に規定する業務を行わせるものとする。

２　艦長又は艇長は、保安上問題がないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、副直士官の業務を行う者を指定しないことができる。

（警衛士官）

第７条　艦長又は艇長は、科の長のうち、１人に警衛士官を命ずるものとする。

２　警衛士官は、艦長又は艇長の命を受け、艦内又は艇内の規律の維持に関することをつかさどる。

（警衛海曹）

第８条　艦長又は艇長は、自衛艦に乗り組んでいる海曹のうちから、警衛海曹を命ずることができる。

２　警衛海曹は、前条第２項の業務に関し、警衛士官を補佐する。

（分隊）

第９条　艦長又は艇長は、自衛艦に乗り組んでいる隊員をもつて、規律の維持、隊員の身上取扱い等のため、分隊１以上を編成する。

（部署）

第１０条　艦長又は艇長は、訓練、作業等を実施するため、必要な手続並びに乗員の配置及び任務を定める。

（委任規定）

第１１条　この訓令に定めるもののほか、自衛艦の艦内の編制等の細部に関し、必要な事項は、海上幕僚長が定める。

附　則

この訓令は、昭和４７年５月１２日から施行する。

附　則（昭和４８年２月１９日海上自衛隊訓令第６号）

この訓令は、昭和４８年２月２２日から施行する。

附　則（昭和４９年３月８日海上自衛隊訓令第８号）

１　この訓令は、昭和４９年３月１５日から施行する。ただし、第３条第１項及び別表第１の改正規定中輸送艇に係る部分並びに第９条の改正規定は同月３０日か

ら施行する。

２　昭和４９年３月２９日までの間に、この訓令による改正後の自衛艦の艦内の編制等に関する訓令第１条第４項第２号中「海洋観測艇」とあるのは「大型の輸送艇、海洋観測艇」と読み替えるものとする。

附　則（昭和４９年９月２６日海上自衛隊訓令第４１号基地隊の編制に関する訓令等の一部を改正する訓令第６条）

この訓令は、昭和４９年９月３０日から施行する。

附　則（昭和４９年１１月２２日海上自衛隊訓令第４６号海上自衛隊の使用する艦船等の塗粧及び着標に関する訓令等の一部を改正する訓令第３条）（抄）

この訓令は、昭和４９年１２月１０日から施行する。

附　則（昭和５１年５月１０日海上自衛隊訓令第１３号）

この訓令は、昭和５１年５月１１日から施行する。

附　則（昭和５２年１月１２日海上自衛隊訓令第２号）

この訓令は、昭和５２年１月１２日から施行する。

附　則（昭和５２年４月１６日海上自衛隊訓令第８号海上自衛隊の使用する艦船等の塗粧及び着標に関する訓令等の一部を改正する訓令第５条）

この訓令は、昭和５２年４月１８日から施行する。

附　則（昭和５４年６月２９日海上自衛隊訓令第１４号海上幕僚監部の内部組織に関する訓令等の一部を改正する訓令第５条）（抄）

この訓令は、昭和５４年７月１日から施行する。

附　則（昭和５５年３月１３日海上自衛隊訓令第１６号海上幕僚監部の内部組織に関する訓令等の一部を改正する訓令第３条）

この訓令は、昭和５５年３月１７日から施行する。

ただし、第３条の改正規定は同月２７日から施行する。

附　則（昭和５５年４月５日海上自衛隊訓令第２８号）

この訓令は、昭和５５年４月８日から施行する。

附　則（昭和５５年１２月５日防衛庁訓令第４０号防衛庁設置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係訓令の一部を改正する訓令第１９条）

この訓令は、昭和５５年１２月５日から施行する。

附　則（昭和５６年３月２４日海上自衛隊訓令第１８号）

この訓令は、昭和５６年３月２７日から施行する。

附　則（昭和５７年４月６日海上自衛隊訓令第１２号）

この訓令は、昭和５７年４月６日から施行する。

附　則（昭和５７年１１月８日海上自衛隊訓令第３２号）

この訓令は、昭和５７年１１月１２日から施行する。

附　則（昭和５８年３月２８日海上自衛隊訓令第１１号）

この訓令は、昭和５８年３月３０日から施行する。

附　則（昭和５８年４月２８日海上自衛隊訓令第１８号）

この訓令は、昭和５８年５月２日から施行する。

附　則（昭和６０年３月１６日海上自衛隊訓令第９号）

この訓令は、昭和６０年３月２７日から施行する。

附　則（昭和６１年３月１７日海上自衛隊訓令第１０号海上自衛隊の使用する船舶の区分等及び名称等を付与する標準を定める訓令の一部を改正する訓令附則第２項）（抄）

１　この訓令は、昭和６１年３月２７日から施行する。

附　則（昭和６２年５月２１日海上自衛隊訓令第１７号海上自衛隊の使用する船舶の区分等及び名称等を付与する標準を定める訓令の一部を改正する訓令附則第２項）（抄）

１　この訓令は、昭和６２年５月２１日から施行する。

附　則（昭和６３年３月２日海上自衛隊訓令第４号）

この訓令は、昭和６３年３月１７日から施行する。

附　則（平成元年３月１日海上自衛隊訓令第６号）

この訓令中、訓練支援艦に係る改正規定は、平成元年３月２３日から、その他の規定は同月２４日から施行する。

附　則（平成２年２月２３日海上自衛隊訓令第３号海上自衛隊の使用する艦船等の塗粧及び着標に関する訓令等の一部を改正する訓令第３条）

この訓令は、平成２年３月２３日から施行する。

附　則（平成３年１月１４日海上自衛隊訓令第２号）

この訓令は、平成３年１月３０日から施行する。

附　則（平成５年３月１２日海上自衛隊訓令第３号）

この訓令は、平成５年３月１６日から施行する。

附　則（平成５年３月１９日海上自衛隊訓令第６号自衛隊法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令第５条）

この訓令は、平成５年３月２２日から施行する。

附　則（平成６年９月３０日防衛庁訓令第４９号船舶の造修等に関する訓令等の一部を改正する訓令第５条）

この訓令は、平成６年１０月１４日から施行する。

附　則（平成７年３月６日海上自衛隊訓令第４号）

この訓令は、平成７年３月２２日から施行する。

附　則（平成７年３月２８日海上自衛隊訓令第２６号）

この訓令は、平成７年４月１日から施行する。

附　則（平成８年１１月２８日海上自衛隊訓令第１６号）

この訓令は、平成８年１１月２９日から施行する。

附　則（平成９年４月１日海上自衛隊訓令第２１号）

この訓令中、第１条の規定は平成９年４月１日から、第２条の規定は同年５月１日から施行する。

附　則（平成１０年２月２７日防衛庁訓令第４号船舶の造修等に関する訓令等の一部を改正する訓令第４条）

この訓令は、平成１０年３月２３日から施行する。

附　則（平成１０年１２月２５日防衛庁訓令第４９号船舶の造修等に関する訓令等の一部を改正する訓令第５条）

この訓令は、平成１１年１月１４日から施行する。

附　則（平成１１年３月２９日海上自衛隊訓令第１３号）

この訓令は、平成１１年５月２８日から施行する。

附　則（平成１２年３月３日海上自衛隊訓令第６号練習潜水隊の編制に関する訓令の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令第１０条）

１　この訓令は、平成１２年３月９日から施行する。

２　この訓令の施行の際現に存する潜水艦から種別を変更した特務艦に関するこの訓令による改正規定の適用については、なお従前の例による。

附　則（平成１３年３月２日海上自衛隊訓令第３号）

この訓令は、平成１３年３月２４日から施行する。

附　則（平成１４年３月２０日海上自衛隊訓令第３１号）

この訓令中、第１条の規定は平成１４年３月２５日から、第２条の規定は同月２７日から施行する。

附　則（平成１５年３月３１日海上自衛隊訓令第２６号）

この訓令は、平成１５年４月１日から施行する。

附　則（平成１６年４月５日海上自衛隊訓令第３３号）

この訓令は、平成１６年４月８日から施行する。

附　則（平成２０年３月２５日防衛省訓令第１２号防衛省職員の健康管理に関する訓令等の一部を改正する訓令第７７条）（抄）

１　この訓令は、平成２０年３月２６日から施行する。

附　則（平成２１年３月３日海上自衛隊訓令第７号）

この訓令は、平成２１年３月１８日から施行する。

附　則（平成２１年７月１７日防衛省訓令第４４号海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令第１４条）（抄）

１　この訓令は、海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成２１年

法律第５５号）の施行の日から施行する。

附　則（平成２２年６月１８日海上自衛隊訓令第１８号）

この訓令は、平成２２年６月２４日から施行する。

附　則（平成２４年４月３日海上自衛隊訓令第９号）

この訓令は、平成２４年４月６日から施行する。

附　則（平成２５年４月１０日海上自衛隊訓令第１１号海上自衛隊の使用する船舶の区分等及び名称等を付与する標準を定める訓令の一部を改正する訓令附則第４条）（抄）

（施行期日）

第１条　この訓令は、平成２５年４月１２日から施行する。

附　則（平成２７年３月２４日防衛省訓令第３号）

この訓令は、平成２７年３月２６日から施行する。ただし、第５条の規定は、同月２５日から施行する。

附　則（平成２９年１０月３１日防衛省訓令第５８号）

この訓令は、平成２９年１１月１日から施行する。

附　則（平成３０年２月２８日海上自衛隊訓令第５号）

この訓令は、次の各号に掲げる規定ごとに、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

⑴　省略

⑵　第１条、第４条、第８条及び第９条の規定　平成３０年３月２０日

⑶　省略

附　則（令和２年７月３日海上自衛隊訓令第１９号）

この訓令は、令和２年８月３日から施行する。

附　則（令和２年９月３０日防衛省訓令第５７号表彰等に関する訓令等の一部を改正する訓令第１８条）

この訓令は、令和２年１０月１日から施行する。

附　則（令和４年３月１７日海上自衛隊訓令第８号）

この訓令は、令和４年３月２２日から施行する。

附　則（令和６年３月７日防衛省訓令第７号船舶の造修等に関する訓令等の一部を改正する訓令第１１条）

１　この訓令は、令和６年３月８日から施行する。

別表第１（第３条第２項関係）

自　衛　艦　の　種　別	科　の　名　称
護　衛　艦 （航空機を搭載する護衛艦を除く。）	船　務　科
	航　海　科
	砲　雷　科
	機　関　科
	補　給　科
	衛　生　科
護　衛　艦 （航空機を搭載する護衛艦（ＦＦＭを除く。）に限る。）	船　務　科
	航　海　科
	砲　雷　科
	飛　行　科
	機　関　科
	補　給　科
	衛　生　科
護　衛　艦 （ＦＦＭに限る。）	船　務　科
	航　海　科
	砲　雷　科
	掃　海　科
	飛　行　科
	機　関　科
	補　給　科
	衛　生　科
潜　水　艦	船　務　科
	航　海　科
	水　雷　科
	機　関　科
	補　給　科
	衛　生　科
	船　務　科

掃　海　艦	掃　海　科
	機　関　科
	補　給　科
掃　海　艇	船　務　科
	掃　海　科
	機　関　科
	補　給　科
掃　海　母　艦	船　務　科
	航　海　科
	掃　海　科
	機　関　科
	補　給　科
	衛　生　科
ミ　サ　イ　ル　艇	船　務　科
	砲　雷　科
	機　関　科
輸　送　艦	船　務　科
	航　海　科
	運　用　科
	エアクッション艇運用整備科
	機　関　科
	補　給　科
	衛　生　科
輸　送　艇	船　務　科
	運　用　科
	機　関　科
	補　給　科
練　習　艦	船　務　科
	航　海　科
	砲　雷　科
	機　関　科

	補給科
	衛生科
練習潜水艦	船務科
	航海科
	水雷科
	機関科
	補給科
	衛生科
訓練支援艦	船務科
	航海科
	運用科
	航空標的科
	機関科
	補給科
	衛生科
多用途支援艦	船務科
	航海科
	運用科
	機関科
	補給科
海洋観測艦	船務科
	航海科
	観測科
	運用科
	機関科
	補給科
	衛生科
	船務科
	航海科
	運用科

砕　氷　艦	飛　行　科
	機　関　科
	補　給　科
	衛　生　科
敷　設　艦	船　務　科
	航　海　科
	敷　設　科
	機　関　科
	補　給　科
	衛　生　科
潜　水　艦　救　難　艦	船　務　科
	航　海　科
	運　用　科
	潜　水　科
	機　関　科
	補　給　科
	衛　生　科
試　験　艦	船　務　科
	航　海　科
	運　用　科
	機　関　科
	補　給　科
	衛　生　科
試　験　潜　水　艦	船　務　科
	航　海　科
	水　雷　科
	機　関　科
	補　給　科
	衛　生　科
	船　務　科
	航　海　科

補給艦	運用科
	機関科
	補給科
	衛生科
特務艇	船務科
	運用科
	機関科
	補給科

別表第２（第３条第３項及び第４条第２項関係）

科	科の長	所掌業務
船務科（航空機が発着艦可能な護衛艦等（１３，５００トン型護衛艦及び１９，５００トン型護衛艦を除く。）、潜水艦、練習潜水艦、試験潜水艦、航海科を置かない自衛艦及び敷設艦を除く。）	船務長	１　情報、電測、通信、暗号及び船体消磁に関すること。 ２　前項に掲げる業務に係る物件の整備に関すること。
船務科（航空機が発着艦可能な護衛艦等（１３，５００トン型護衛艦及び１９，５００トン型護衛艦を除く。）に限る。）	船務長	１　情報、電測、通信、暗号、航空管制及び船体消磁に関すること。 ２　前項に掲げる業務に係る物件の整備に関すること。
船務科（潜水艦、練習潜水艦及び試験潜水艦に限る。）	船務長	１　情報、電測、通信、暗号、水測及び船体消磁に関すること。 ２　前項に掲げる業務に係る物件の整備に関すること。
船務科（航海科を置かない自衛艦（ミサイル艇を除く。）に限る。）	船務長	１　情報、電測、通信、暗号、船体消磁、航行、信号、見張、操舵及び気象に関すること。 ２　前項に掲げる業務に係る物件の整備に関すること。
船務科（ミサイル艇に限る。）	船務長	１　情報、電測、通信、暗号、船体消磁、航行、信号、見張、操舵及び気象に関すること。 ２　前項に掲げるもののほか、砲雷科及び機関科の所掌に属しない業務に関すること。

		3　前２項に掲げる業務に係る物件の整備に関すること。
船務科（敷設艦に限る。）	船務長	1　情報、電測、通信、暗号、船体消磁、海洋の観測及び気象に関すること。 2　前項に掲げる業務に係る物件の整備に関すること。
航海科（海洋観測艦及び敷設艦を除く。）	航海長	1　航行、信号、見張、操舵及び気象に関すること。 2　前項に掲げる業務に係る物件の整備に関すること。
航海科（海洋観測艦及び敷設艦に限る。）	航海長	1　航行、信号、見張及び操舵に関すること。 2　前項に掲げる業務に係る物件の整備に関すること。
観測科	観測長	1　海洋の観測及び気象に関すること。 2　前項に掲げる業務に係る物件の整備に関すること。
砲雷科（ＦＦＭ、ミサイル艇及び練習艦を除く。）	砲雷長	1　射撃、照射、運用、発射、水測及び立入検査に関すること。 2　前項に掲げる業務に係る物件の整備に関すること。
砲雷科（ＦＦＭに限る。）	砲雷長	1　射撃、照射、発射、水測（掃海科の所掌に属するものを除く。）及び立入検査に関すること。 2　前項に掲げる業務に係る物件の整備に関すること。
砲雷科（ミサイル艇に限る。）	砲雷長	1　射撃及び運用に関すること。 2　前項に掲げる業務に係る物件の整備に関すること。

砲雷科（練習艦に限る。）	砲雷長	1　射撃、照射、運用、発射及び水測に関すること。 2　前項に掲げる業務に係る物件の整備に関すること。
水雷科	水雷長	1　発射、射撃及び運用に関すること。 2　前項に掲げる業務に係る物件の整備に関すること。
運用科（訓練支援艦及び砕氷艦を除く。）	運用長	1　射撃、運用及び水測に関すること。 2　前項に掲げる業務に係る物件の整備に関すること。
運用科（訓練支援艦に限る。）	運用長	1　射撃、照射及び運用に関すること。 2　前項に掲げる業務に係る物件の整備に関すること。
運用科（砕氷艦に限る。）	運用長	1　射撃、運用及び艦上救難に関すること。 2　前項に掲げる業務に係る物件の整備に関すること。
掃海科（ＦＦＭ及び掃海母艦を除く。）	掃海長	1　掃海、敷設、水中処分、射撃、照射、運用、発射及び水測に関すること。 2　前項に掲げる業務に係る物件の整備に関すること。
掃海科（ＦＦＭに限る。）	掃海長	1　掃海、敷設、水中処分、運用及び水測（掃海に関するものに限る。）に関すること。 2　前項に掲げる業務に係る物件の整備に関すること。
掃海科（掃海母艦に限る。）	掃海長	1　掃海、敷設、射撃、照射、運用、発射及び水測に関すること。 2　前項に掲げる業務に係る物件の整備に

		関すること。
敷設科	敷設長	1　敷設、射撃及び運用に関すること。 2　前項に掲げる業務に係る物件の整備に関すること。
潜水科	潜水長	1　潜水に関すること。 2　前項に掲げる業務に係る物件の整備に関すること。
エアクッション艇運用整備科	エアクッション艇運用整備長	1　エアクッション艇を搭載する輸送艦に乗艦しているエアクッション艇隊の全部又は一部のエアクッション艇の運用に関すること。 2　前項に掲げる業務に係る物件の整備に関すること。
飛行科（１３，５００トン型護衛艦及び１９，５００トン型護衛艦並びに砕氷艦を除く。）	飛行長	1　航空機を搭載する護衛艦に乗艦している他の部隊に所属する飛行隊及び航空分遣隊の全部又は一部の航空機の運用に関すること。 2　前項に掲げる業務に係る物件の整備に関すること。
飛行科（１３，５００トン型護衛艦及び１９，５００トン型護衛艦に限る。）	飛行長	1　航空機を搭載する護衛艦に乗艦している他の部隊に所属する飛行隊及び航空分遣隊の全部又は一部の航空機の運用並びに航空管制及び艦上救難に関すること。 2　前項に掲げる業務に係る物件の整備に関すること。
飛行科（砕氷艦に限る。）	飛行長	1　航空機の運用に関すること。 2　前項に掲げる業務に係る物件の整備に関すること。
航空標的科	航空標的	1　航空標的の発射及び管制並びに誘導武

	長	器評価装置の運用に関すること。 2　前項に掲げる業務に係る物件の整備に関すること。
機関科（航空機が発着艦可能な護衛艦等（１３，５００トン型護衛艦及び１９，５００トン型護衛艦並びに砕氷艦を除く。）を除く。）	機関長	1　主機関、補機、電気、応急、工作及び潜水に関すること。 2　前項に掲げる業務に係る物件の整備に関すること。
機関科（航空機が発着艦可能な護衛艦等（１３，５００トン型護衛艦及び１９，５００トン型護衛艦、砕氷艦並びに潜水艦救難艦を除く。）に限る。）	機関長	1　主機関、補機、電気、応急、工作、艦上救難及び潜水に関すること。 2　前項に掲げる業務に係る物件の整備に関すること。
機関科（潜水艦救難艦に限る。）	機関長	1　主機関、補機、電気、応急、工作及び艦上救難に関すること。 2　前項に掲げる業務に係る物件の整備に関すること。
補給科（衛生科を置かない自衛艦を除く。）	補給長	1　経費、物品の取扱い（衛生器材の取扱いに関するものを除く。）、給食、福利厚生、所務、文書及び人事事務に関すること。 2　前項に掲げる業務に係る物件の整備に関すること。
補給科（衛生科を置かない自衛艦に限る。）	補給長	1　経費、物品の取扱い、給食、福利厚生、保健衛生、庶務、文書及び人事事務に関すること。 2　前項に掲げる業務に係る物件の整備に関すること。

衛生科	衛生長	1　保健衛生、診療及び衛生器材の取扱いに関すること。 2　前項に掲げる業務に係る物件の整備に関すること。